

# 社会福祉法人石井記念友愛社定款

宮崎県児湯郡木城町大字椎木 644 番地 1

社会福祉法人石井記念友愛社

# 社会福祉法人石井記念友愛社定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、岡山孤児院の創設者たる石井十次氏の人格とその事業を永久に記念し、その理念を現代に生かし、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、児童においては、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成され、またその他の利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 児童養護施設の経営

(ロ) 乳児院の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ハ) 一時預かり事業の経営

(ニ) 老人デイサービス事業の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(ヘ) 児童家庭支援センターの経営

(ト) 生計困難者に対する相談支援事業

(チ) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の経営

#### (3) その他、目的達成に必要と認めたる事業

この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、石井十次および岡山孤児院の歴史・理念・福祉文化資料等を活用し、広く福祉理念教育と人材育成、並びに研究することで地域の福祉の充実発展に貢献することを目的として、また利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

### (種別)

(1) 福祉理念教育と人材育成事業ならびに研究事業。

(2) 居宅介護支援事業

この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

### (種別)

(1) 法人土地の賃貸

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人石井記念友愛社という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、生計困難者に対する相談支援をするため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を宮崎県児湯郡木城町大字椎木644番地1に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員の報酬については、支給しないものとする。費用弁償については別に定める。

### 第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の委員が書面又は電磁的記録により同意の意見表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

（役員を選任）

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### （役員任期）

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### （役員報酬等）

第二三条 理事及び監事に対する報酬については、支給しないものとする。費用弁償については別に定める。

#### （顧問）

第二四条 理事及び評議員会において必要と認めるときは、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会及び評議員会の諮問に応じて、この法人の事業に対する援助を行う。
- 3 顧問は、理事会及び評議員会の承認を得て、理事長が委嘱する。

#### （職員）

第二五条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二六条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二七条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二八条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二九条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べた時を除く。)は、理事会において決議があったものとみなす。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第三〇条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の三分の二以上の承認を要する。

(議事録)

第三一条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三二条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、別添し掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第四十条に掲げる公益を目的とする事業及び第四二条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三三条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三四条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三五条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三六条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告



- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三七条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三八条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三九条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、石井十次および岡山孤児院の歴史・理念・福祉文化資料等を活用し、広く福祉理念教育と人材育成、並びに研究することで地域の福祉の充実発展に貢献することを目的として、また利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 福祉理念教育と人材育成事業ならびに研究事業。
- (2) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処分)

第四一条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第四二条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 法人土地の賃貸

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第四三条 前項の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第九章 解散

（解散）

第四四条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四五条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第一〇章 定款の変更

（定款の変更）

第四六条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届け出なければならない。

## 第十一章 公告の方法その他

（公告の方法）

第四七条 この法人の公告は、社会福祉法人石井記念友愛社の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四八条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

常務理事	児島 琥一郎
理 事	柿原 政一郎
理 事	深見 和彦
監 事	鷹津 繁義

## 附 則2

この改正は、2001年12月1日より施行する。

この改正は、2003年4月1日より施行する。

この改正は、2006年4月1日より施行する。

この改正は、2007年5月1日より施行する。

この改正は、2009年4月1日より施行する。

この改正は、2009年6月30日より施行する。

この改正は、2017年4月1日より施行する。

この改正は、2018年4月1日より施行する。

この改正は、2020年4月1日より施行する。

社会福祉法人 石井記念友愛社の基本財産について

別表

令和3年1月30日<sup>2</sup>

事業所	土地				建物								
	土地 所在地	土地 地番	面積	地目	建物 所在地	家屋番号	種類	構造	面積	備考			
法人本部	木城町椎木字上中原650番地	650番	1305.08㎡	宅地	木城町大字椎木字上中原650番地	650番	寄宿舎	木造セメント瓦葺2階建	1階182.19㎡ 2階87.38㎡	H29年7月15日一部取毀、増築			
							寄宿舎	木造セメント瓦葺2階建	1階100.70㎡ 2階22.57㎡	①H2年3月5日増築			
							畜舎	木造ビニール板葺2階建	1階95.91㎡ 2階95.91㎡	③H2年7月31日新築			
友愛園	児湯郡木城町大字椎木字上中原603番地17	603番17	4507.14㎡	宅地	児湯郡木城町大字椎木字上中原603番地17	603番17	児童養護施設	木造亜鉛メッキ銅板葺2階建	1階471.78㎡ 2階294.91㎡	三友館 H24年3月25日増築			
							児童養護施設	木造亜鉛メッキ銅板ぶき2階建	1階190.34㎡ 2階35.60㎡	生命館 H24年5月24日増築			
							児童養護施設	木造亜鉛メッキ銅板葺2階建	1階373.28㎡ 2階83.63㎡	天心館 H14年10月21日増築			
							浴室	木造亜鉛メッキ銅板葺平屋建	25.12㎡	浴室			
							機械室	木造亜鉛メッキ銅板葺平屋建	21.60㎡	機械室			
							児童養護施設	木造亜鉛メッキ銅板ぶき2階建	1階20.70㎡ 2階20.70㎡	心理室 H30年6月10日新築			
							じゅうじの家	児湯郡高鍋町大字北高鍋字道具小路1262番1	1262番1	657.85㎡	宅地	児湯郡高鍋町大字北高鍋字道具小路1262番1	1262番1
児湯郡高鍋町大字北高鍋字道具小路1262番3	1262番3	24.90㎡	宅地										
児湯郡高鍋町大字北高鍋字道具小路1264番3	1264番3	1.20㎡	宅地										
有隣園	都城市平塚町2880番6	2880番6	9688.35㎡	宅地	都城市平塚町2880番6	2880番6の2	管理室	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	269.98㎡	59.2.22新築			
							1. 寄宿舎	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	283.16㎡	男子棟			
							2. 研修所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ銅板葺平屋建	121.50㎡				
							3. 寄宿舎	鉄骨コンクリート・木造スレートぶき平屋建	367.93㎡	H26.4.4増築			
							4. 寄宿舎	鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート・合金メッキ銅板ぶき2階建	1階233.46㎡ 2階52.50㎡	H24.11.26変更、増築			
							7. 居宅	木造セメント瓦葺平屋建	54.15㎡				
							8. 寄宿舎	鉄骨造合金メッキ銅板ぶき2階建	1階168.80㎡ 2階134.40㎡	H24.11.26新築			
							よしこの家	都城市前田町1377番地1	1377番1	553.71㎡	宅地	都城市前田町1377番地1	1377番1
符号1車庫・物置	コンクリートブロック造陸屋根平屋建	38.64㎡											
都城市前田町1381番地14	1381番14	88.91㎡	宅地										
仁愛の家	都城市平塚町2880番6	2880番6	9688.35㎡	宅地	都城市平塚町2880番6	2880番6の3	乳児院	木造合金メッキ銅板ぶき2階建	1階223.53㎡ 2階205.84㎡	H29.3.23新築			
							神武の家	西諸県郡高原町大字蒲牟田字広原1121番2	1121番2の1	児童養護施設	鉄骨造合金メッキ銅板ぶき2階建	1階170.50㎡ 2階150.00㎡	H28.3.10新築
							1121番2の2	児童養護施設	鉄骨造合金メッキ銅板ぶき2階建	1階235.10㎡ 2階195.85㎡	H28.3.10新築		
ひかり保育園	西都市大字穂北字東原5248番地96	5248番96	5878.98㎡	宅地	西都市大字穂北字東原5248番地96	5248番96	保育所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺平屋建	377.02㎡	H12.8.10増築			
							物置	木造セメント瓦葺平屋建	34.27㎡				
やまばと保育園	町からの借地		5867.27㎡	宅地	児湯郡高鍋町大字上江字南牛牧7676番地2	7676番2	園舎	木造セメント瓦葺2階建	1階235.17㎡ 2階 19.87㎡	H17.9.1一部取毀			
							園舎	木造スレート瓦葺平屋建	49.50㎡	多目的ホール12.2.25新築			
							園舎	木造合金メッキ銅板ぶき2階建	1階228.03㎡ 2階 19.87㎡	H18.2.28新築			
のり保育園	西都市大字穂北字東原5248番29	5248番29	6285.94㎡	宅地	西都市大字穂北字東原5248番29	5248番29の1	園舎	木造セメント瓦葺平屋建	335.70㎡	H17.9.16一部取毀、増築			
							物置	木造セメント瓦葺平屋建	70.55㎡	s31..3.31新築			
にっしん保育園	児湯郡高鍋町大字北高鍋字道具小路1264番	1264番	593.52㎡	宅地	児湯郡高鍋町大字北高鍋字道具小路1264番	1264番	保育所	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1階288.94㎡ 2階316.46㎡	H16.2. 28新築			
明倫保育園	町からの借地		3120.11㎡	宅地	児湯郡高鍋町大字南高鍋字筏566番地5、562番地4	566番5	保育所	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	557.19㎡	S56.3.13新築			
							566番5	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ銅板ぶき平屋建	14.70㎡			
							569番3	事務所・工場	鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺2階建	1階86.95㎡ 2階99.37㎡	S56.11.28新築		
十文字保育園	町からの借地		3360.92㎡	宅地	児湯郡川南町大字川南字星松原1567番地16、1567番地19	1567番16	保育所	鉄骨造スレートぶき平屋建	27.14㎡	569番3から分筆			
							569番2の2	倉庫	木造セメント瓦葺平屋建	27.14㎡			
都農保育園	町からの借地		2682.77㎡	宅地	児湯郡都農町大字川北字中部3621番地4	3621番4	保育所	鉄骨造スレートぶき平屋建	542.53㎡	S60.3.31新築			
尾鈴保育園	児湯郡都農町川北字心見往還上18659番地1	18659番1	1503㎡	山林	児湯郡都農町川北字心見往還上18659番地1、18685番地3	18659番1	保育所	鉄骨造陸屋根・合金メッキ銅板ぶき2階建	1階473.00㎡ 2階263.70㎡	H29.3.20新築			
							児湯郡都農町川北字心見往還上18685番地3	18685番3	962㎡	山林			
							児湯郡都農町川北字心見往還上肥16440番地1	16440番1	1757㎡	山林			

